**いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市**

**広報アイテム貸出要項**

**１ 趣旨**

この要項は，２０１９年のいきいき茨城ゆめ国体（以下「大会」という。）の開催に向け，守谷市・常総市・坂東市（以下３市という。）の市民に国体の開催についてＰＲし，市民総参加の機運の醸成を図るため，いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会が所有する広報アイテムの貸出について必要な事項を定めるものとする。

**２ 貸出物品**

実行委員会が貸出を行う広報アイテムは，（別紙１）「貸出用広報アイテム一覧」のとおりとする。

**４ 貸出対象者**

(1) 守谷市・常総市・坂東市

(2) ３市の大会関係機関及び団体

(3) その他，事務局が適当と認める者

**５ 貸出および返却方法**

(1) 広報アイテムの借用を希望する者は，「いきいき茨城ゆめ国体広報アイテム借用申請書」（様式第１号）を原則として借用日の７日前までに事務局長に提出しその承認を受けなければならない。なお，申請は，使用の１ヶ月前から受け付けるものとする。

(2) 貸出期間が同一の申込みが複数あった場合は，原則として先着順とする。

(3) 貸出を受ける者は，原則として事務局から直接借り受けるものとする。

(4) 貸出を受けた者は，原則として事務局に直接持参して点検を受けてから返却するものとする。

(5) 貸出を受ける者は，使用の見込みがなくなった場合は，速やかに申し出るとともに，既に広報アイテムを借用している場合は，速やかに返却すること。

(6) 着ぐるみを使用した場合は，「着ぐるみ使用報告書」（様式第３号）を提出すること。

**６ 貸出料金**

貸出は無料とする。

**７ 貸出期間**

貸出期間は，原則として４日以内とする。

**８ 損害の負担**

(1) 貸出を受けた者が，故意又は重大な過失によって広報アイテムを損傷したとき並びに紛失したときは，現物に相当する物又は製作に要した費用をもって弁償しなければならない。

(2) 貸出を受けた者が，広報アイテムに起因することで第三者に損害を与えたときは，その損害を賠償する責めを負うものとする。

**９ 留意事項その他**

(1) 貸出を受けた者が広報アイテムを使用する場合には，善良な管理者の注意をもって取り扱うとともに，別紙２「広報アイテム使用等における注意事項」を遵守しなければならない。

(2) 着ぐるみの貸出を受けた者は，別紙３「いきいき茨城ゆめ国体マスコット紹介文」を基本として，イベントの参加者等に対していきいき茨城ゆめ国体の広報を行うものとする。

(3) 貸出を受けた者は，広報アイテムを使用して営利目的の活動を行ってはならない。

(4) 貸出を受けたものは大会の品位を傷つけ，または正しい理解の妨げになる活動をしてはならない。

(5) 法令，公序良俗に反し，又は反するおそれのある活動をしてはならない。

(6) 特定の個人，団体，政党又は宗教団体を支援し，又は公認しているような誤解を与え，又は与えるおそれのある活動をしてはならない。

(7) 貸出を受けた者は，広報アイテムを第三者に転貸，又は有料で貸出してはならない。

(8) 事務局は，広報アイテムがこの規程又は承認内容に反して使用されたときは，当該承認を取り消すことができる。

**（別紙１）**

**貸し出し用広報アイテム一覧**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 広報アイテム | 数量 | 内容・規格等 |
| 着ぐるみ  （いばラッキー） | １式 | <セット内容>  ・本体１体（送風機等含む）  ・ベスト１着  ・バッテリー３個  ・充電器１個  ・名札１個  ・運搬用バッグ１個  ・取扱説明書１冊 |
| のぼり旗 | 1式 | <セット内容>  ・のぼり旗  （縦１８０cm×横６０cm）  ・ポール（収納時１６０ｃｍ）  ・スタンド（水タンク式） |
| そして未来へＣＤ | １枚 |  |
| そして未来へ  ダンスＤＶＤ | １枚 |  |

**（別紙２）**

**広報アイテム使用等における注意事項**

**１ 着ぐるみ**

**(1) 着脱するとき**

ア 着脱の際，着ぐるみを汚損しないよう細心の注意をもって取り扱うこと。

イ 着ぐるみは，汗を吸いやすく洗えない素材のため，直接肌が触れない服装（長袖のＴシャツ，薄生地のスエットパンツ，綿の靴下）を心がけること。

ウ 土足では着用しないこと。

エ 関係者以外（特に子ども）の前で絶対に着脱しないこと。

**(2) 活動するとき**

ア 着ぐるみを汚損しないよう細心の注意をもって取り扱うこと。

イ 雨雪の下では原則として使用を控えること。なお，使用中に雨雪となった場合は，速やかに使用を中止すること。

ウ 視界が悪いため，活動の際は安全対策として必ず誘導係を付けること。また，小さい幼児等にぶつかったり，倒したりする恐れがあるので，急に振り向いたり，急に走り出すことは避け，転倒にも十分注意すること。

エ 着ぐるみの靴部分を引きずって歩くと破損する原因となるので，歩く時は必ず足を上げて歩くこと。

オ 着ぐるみ後部には送風機及び吸風口が付いているため，座らないように注意すること。

カ 着ぐるみ内部に熱がこもり，長時間着用すると気分が悪くなることがあるので，適宜休憩や水分補給を行うなど十分な暑さ対策を取り，無理のない着用をすること。

キ バッテリーによる稼働のため，バッテリー残量に注意し，早めの交換を行うこと。

ク 着ぐるみ着用時は，着ぐるみ内部から絶対に声を出さないこと。

ケ 着ぐるみの構造上，170cm 以下の者が着用することが望ましい。

**(3) 使用後**

ア 汚損箇所がないか確認し，使用前の状態にして返却すること。また，各部に異常がないか確認し，異常があった場合は直ちに貸出機関に申し出ること。

イ 風通しの良い場所で，内部等を十分乾燥させてから収納し，返却すること。

ウ 靴底等の汚れをタオル等で拭き取ること。

エ 使用したバッテリーは満充電してから返却すること。

オ 返却する際に，「着ぐるみ使用報告書」（様式第３号）を提出すること。

**(4) その他**

輸送や保管の際には，専用の収納袋に丁寧に収め，型くずれやシワにならないよう取り扱いに十分留意すること。

**（別紙３）**

**いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会マスコット紹介文**

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会のマスコット「いばラッキー」です。

２０１９年秋に茨城県で開催される国民体育大会・全国障害者スポーツ大会をＰＲするため，いろんな場所で活動しています。

国民体育大会，通称「国体」は，都道府県対抗で争う国内最大のスポーツの祭典で，各都道府県の持ち回りで毎年開催されています。併せて，国内最大の障害者スポーツの祭典である全国障害者スポーツ大会も開催されます。

茨城県での開催は，昭和４９年の第２９回国民体育大会「水と緑のまごころ国体」以来，実に４５年ぶりの開催となります。また，全国障害者スポーツ大会は本県初の開催となります。

県内においても伝統的にハンドボール競技の盛んな守谷市・常総市・坂東市ではハンドボール競技を開催します。

皆さんも，「いばラッキー」と一緒に両大会を盛り上げていきましょう！

